

伊勢原市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項の規定に基づき、心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間、支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児サポート等を行う伊勢原市産後ケア事業（以下「本事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、本事業の実施を母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条の4に規定する基準を満たす施設（以下「実施施設」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する出産（流産及び死産を含む。）の日（早産で生まれた場合は出産予定日）から1年未満の産婦及びその乳児であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産後に心身の不調、育児不安等がある者
- (2) 家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者
- (3) その他特に支援が必要と認められる者

(実施内容)

第4条 本事業において対象者に提供するサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産後の母体管理及び生活面の相談指導
- (2) 乳房に関する相談指導（乳房マッサージを含む。）
- (3) 授乳方法及び沐浴等育児に関する指導及び育児サポート
- (4) 乳児の発育及び発達の確認
- (5) 産婦に対する心理的ケア
- (6) その他必要と認められる保健指導

2 前項に規定するサービスは、次に掲げる方法により提供するものとする。ただし、第1号に掲げる方法にあつては本事業を実施施設に委託する場合に、第3号に掲げる方法にあつては本事業を市が直営で実施する場合においてのみ提供するものとする。

- (1) ショートステイ（短期入所）型 対象者を実施施設に宿泊させて実施する方法
- (2) デイサービス（通所）型 日中、対象者を実施施設に通所させて実施する方法
- (3) アウトリーチ（訪問）型 対象者の自宅等に市の助産師等が訪問して実施する方法

(利用回数)

第5条 前条第1項に規定するサービスを利用できる回数は、合計7回までとす

る。ただし、市が直営で本事業を実施する場合は、この限りでない。

（利用券の申請及び交付）

第6条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、伊勢原市産後ケア事業利用券交付申請書（第1号様式）により市長へ申請を行い、7枚を上限として、伊勢原市産後ケア事業利用券（第2号様式）（以下「利用券」という。）の交付を受けるものとする。

2 市は、利用券の交付状況を管理するための台帳を整備するものとする。

（利用券の提出）

第7条 利用者は、実施施設に利用券を提出してサービスを受けるものとする。
ただし、市が直営で本事業を実施する場合は、この限りでない。

（利用者負担額）

第8条 利用者が実施施設に支払う1日当たりの利用者負担額は、別表のとおりとする。

2 利用に係る乳児が多胎児の場合、2人目以降の乳児1人につき、別表の多胎児加算の額を加えるものとする。

3 利用者が利用日において次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者負担額を減免することができる。

（1）市民税非課税世帯に属する者

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項による被保護世帯に属する者

4 利用者は、利用の辞退又は変更を行う際にキャンセル料が発生する場合は、実施施設の規定に従い、支払うものとする。

（報告）

第9条 実施施設は、本事業を実施した日の属する月の翌月10日までに、伊勢原市産後ケア事業実施報告書（第3号様式）に、実施内容を記入した利用券を添えて、市長に報告するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 実施施設は、前条の報告とともに、伊勢原市産後ケア事業請求書（第4号様式）により委託料を市長に請求するものとする。

2 市長は、報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、実施施設に委託料を支払うものとする。

（秘密の保持及び目的外使用の禁止）

第11条 実施施設は、委託業務上で知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 実施施設は、委託業務上で知り得た個人情報その他の秘密を委託業務以外の目的に使用してはならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月30日告示第73号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

	1 日当たりの利用者負担額	
実施方法	ショートステイ （短期入所型）	デイサービス （通所型）
	委託	委託
課税世帯	6,000 円	3,000 円
多胎児加算	1,200 円	600 円
非課税世帯	3,000 円	1,500 円
多胎児加算	600 円	300 円
生活保護世帯	1,500 円	750 円
多胎児加算	0 円	0 円

伊勢原市産後ケア事業利用券交付申請書

伊勢原市長 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

（利用者との関係： ）

次のとおり、伊勢原市産後ケア事業利用券の交付を申し込みます。

妊産婦氏名		生年月日	年 月 日
子どもの氏名		生年月日	年 月 日
子どもの氏名 (多胎の場合)		出産予定日 (妊婦の場合)	年 月 日
出産医療機関			
電話番号	☐ 申請者と同じ () -		
住 所	☐ 申請者と同じ 伊勢原市		
【同意欄】	申込みに当たり、以下の事項に同意します。 (次の全てにチェックをお願いします。) ☐ 市が利用者の住民基本台帳による世帯状況及び、利用者の属する世帯の課税状況を確認すること。 ☐ 利用者に持病がある場合は主治医の許可を得ていること、また、母子のいずれかが感染症の疑いがある場合は利用できないこと。 ☐ 医療行為はできないこと。 ☐ 利用希望日に当該施設に空きベッドがない等で、産後ケア事業を利用できない場合があること。 ☐ 当該施設に利用者負担額または規定のキャンセル料等を支払うこと。 ☐ より良い支援のため、本申請書の内容や利用者の健康状態等について、当該施設と市が情報共有すること。		

伊勢原市産後ケア事業利用券

産婦氏名		生年月日	年	月	日
子どもの氏名		生年月日	年	月	日
子どもの氏名 (多胎の場合)		電話番号			
住 所					
世帯区分		☐ 一般世帯	☐ 非課税世帯	☐ 生活保護世帯	
1日当たりの 利用者負担額	ショートステイ	6,000円	3,000円	1,500円	
	(多胎児加算)	1,200円	600円	0円	
	デイサービス	3,000円	1,500円	750円	
	(多胎児加算)	600円	300円	0円	
※区分に応じた自己負担額を利用する施設にお支払いください。					

※産後ケア事業実施施設記入欄

伊勢原市産後ケア事業利用結果報告書

利 用 日	年	月	日
実施施設	所在地		
	名 称		
	代表者名		
種 別	☐ ショートステイ ☐ デイサービス		
実施内容	☐ 産婦の心身のケア、保健指導及び栄養指導		
	☐ 授乳指導、乳房ケア		
実施内容	☐ 乳児の発育発達の確認		
	☐ 育児手技についての具体的な指導及び相談		
	☐ その他、必要な保健指導や情報提供		
	〔		
	〕		
市への連絡事項			
継続支援	☐ 不 要 ☐ 必 要		
内 容	☐ 育児不安 ☐ 育児手技 ☐ 乳児の発育発達		
	☐ その他		
内 容	〔		
	〕		

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

実施施設名

代表者氏名

伊勢原市産後ケア事業実施報告書 月分

このことについて、次のとおり産後ケア事業を実施したので報告します。

事業の種別	実施件数（延べ日数）	実利用人数
短期入所型 （ショートステイ）	件	人
通所型 （デイサービス）	件	人

